

# 令和5年第2回九戸村議会臨時会会議録

令和5年5月17日(水)

午前10時 開会 開議

## ◎議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 九戸村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第5 議案第3号 令和4年度九戸村一般会計補正予算(第12号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第6 議案第4号 令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第7 議案第5号 令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第8 議案第6号 令和4年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第9 議案第7号 令和4年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第10 議案第8号 令和4年度江刺家財産区特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第11 議案第9号 令和5年度九戸村一般会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第12 議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第13 議案第11号 令和5年度九戸村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第12号 令和5年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第13号 令和5年度九戸村水道事業会計補正予算(第1号)

◎出席議員（12人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君	12番	櫻 庭	豊太郎 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副 村	長	伊 藤 仁 君
教 育	長	岩 渕 信 義 君
総 務 課	長	中 奥 達 也 君
I J U 戦 略 室	長	柳 平 善 行 君
担 当 課		
会 計 管 理 者		野 辺 地 利 之 君
兼 税 務 住 民 課	長	
保 健 福 祉 課	長	浅 水 涉 君
産 業 振 興 課	長	川 原 憲 彦 君
地 域 整 備 課	長	関 口 猛 彦 君
教 育 次 長		松 浦 拓 志 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
主 任	山 本 猛 輝

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今から、令和 5 年第 2 回九戸村議会臨時会を開会いたします。

---

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入る前に報告いたします。

5 月 17 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり、13 件であります。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻庭豊太郎君） これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、9 番、渡 保男議員、10 番、山下 勝議員、11 番、桂川俊明議員の 3 人を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日 1 日間であります。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第 3、議案第 1 号「九戸村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第 15、議案第 13 号「令和 5 年度九戸村水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの議案 13 件を一括議題とし、一括で提案説

明を求め、質疑、討論、採決は、議案 1 件ごとに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

よって、日程第 3、議案第 1 号から日程第 15、議案第 13 号までの議案 13 件は一括議題とし、一括で提案説明を求め、質疑、討論、採決は議案 1 件ごとに行うことに決定いたしました。

---

◎議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第 3、議案第 1 号「九戸村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から日程第 15、議案第 13 号「令和 5 年度九戸村水道事業会計補正予算(第 1 号)」までの議案 13 件は、一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

それでは、議案第 1 号から順次、説明を願います。

最初に、議案第 1 号及び第 2 号の 2 件について、税務住民課長

○税務住民課長(野辺地利之君) それでは、議案第 1 号「九戸村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を説明申し上げます。

提案理由は、九戸村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり、令和 5 年 3 月 31 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりまして、議会の承認を求めますのでございます。

令和 5 年 5 月 17 日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、次のページが専決処分書でございます。

そして、さらに次のページが専決処分させていただきました条例の改正条文となります。

改正内容につきましては、今回改正されました法令に併せて改正したものでございます。具体的な内容につきましては、条例改正文の次に添えております新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表は、左側に改正前、右側が改正後の条文となっております。説明に当たりましては、右側改正後の条番号で説明を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、新旧対照表 1 ページをご覧ください。まず第 34 条の 9 の改正についてですが、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により、令和 6 年度から森林環境税が課税されます。この森林環境税は、国内に住所を有する個人を納税義務者として課する国税で、税率は年額 1,000 円となり、その賦課徴収は市町村が個人住民税と併せて行うものでございます。この森林環境税の課税に当たり、

村民税の配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の還付規定並びに控除不足額の充当規定を、森林環境税の導入に対応したものに改正するものでございます。

次に、1ページから2ページにかけて、第36条の3の2については、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、前年に提出した申告書と異動がない場合には、記載の簡素化が図られ、異動がない旨の記載をした申告書を提出することができるとするもので、現行の第2項から第5項までをそれぞれ1項ずつ繰り下げ、新たに第2項を加え、併せて項ずれを改正するものでございます。

次に、3ページでございます。第38条については、第1項の文言、表現の整理を行うほか、第3項に先ほど説明させていただきました森林環境税の導入に伴う賦課徴収方法を新たに加えるものでございます。なお、この第38条以降も文言、表現の整理を行う改正がございますが、その都度での説明は省略させていただきます。

次に、第41条については、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に、個人住民税額及び森林環境税額の合算額を追加するものでございます。

次に、第44条については、こちらも森林環境税の導入に伴い、個人住民税について特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税額を含む旨の改正を行ったものでございます。

次に、6ページをご覧ください。第46条は、給与所得に係る特別徴収税額の納入において、QRコードを活用した共通納税に対応する納入書様式を追加するものでございます。

次に、第47条については、第2項において給与所得に係る村民税の特別徴収から普通徴収への変更があった際の過誤納金について、森林環境税の取り扱いを村民税と同様にする旨の改正をするものでございます。

次に、7ページをご覧ください。第47条の2については、特別徴収の方法により徴収する公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨の改正をするものでございます。

次に、8ページをご覧ください。第47条の6については、先ほどの第47条で説明させていただきました特別徴収から普通徴収への変更に伴う過誤納金に関し、年金所得についても森林環境税を同様の取り扱いとする改正をするものでございます。次に、9ページをご覧ください。第48条については、法人村民税において、QRコードを活用した共通納税に対応する納付書様式を追加するものでございます。

次に、10ページの下の方をご覧ください。第82条については、近年普及しております電動キックボードに関し、その税率を明確にする改正を行うものでございます。

次に、11 ページをご覧ください。第98条については、たばこ税の申告納付において、そして次の12ページの第101条については、たばこ税の不足税額等の納付手続きにおいて、いずれも、QRコードを活用した共通納税に対応する納付書様式を追加するものでございます。

次に、12 ページ下段でございます。ここからは、附則の部分でございます。

附則の第8条は、肉用牛の売却による事業所得について、免税対象飼育牛に係るものは、令和6年度まで個人住民税所得割を課さないとする特例措置が講じられておりますが、法律改正により適用期限を令和9年度まで延長するものでございます。

次に、13 ページでございます。第10条は、固定資産税の課税標準の特例について、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等の特例措置が令和5年3月31日で終了したことに伴い、対応する条を削るものでございます。

次に、第10条の2については、地方税法附則第15条で、固定資産税等の課税標準の特例が規定されておりますが、今回の法律改正によりまして、項ずれが生じることから対応するよう改正するものでございます。

次に、15 ページでございます。第10条の3は、マンション等のうち、特定の要件を満たすもので、固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者の申告関係規定について改正するとともに、項ずれを修正するものでございます。

次に、16 ページ中段以下でございます。現行の第15条の2を削るものでございますが、これは、新型コロナウイルス感染症対策により、法律で令和5年3月31日まで延長されておりました軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置が終了したことに伴い、条を削除し、これに伴い、第15条の2の2を第15条の2とするものでございます。併せて、令和4年に日本国内で発覚したトラックやバスのエンジンの燃費・排ガス試験の不正に対する税制上の再発防止策として、不正により生じた納付不足額を、不正を行ったメーカーに負わせる際の加算する割合を100分の10から100分の35に引き上げるものでございます。

次に、17 ページでございます。第16条からは、環境性能の良い車両の普及を後押しする観点から、軽自動車税の特例の適用期限を延長しようとするもの、また、臨時的軽減措置を終了したことに伴う項の削除、種別割の税率の特例適用期限を延長しようとするものなどでございます。

次に、20 ページでございます。中段よりやや下、第17条の2については、長期譲渡所得のうち、優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資すると認められる土地等の譲渡について、課税長期譲渡所得が2,000万円以下の場合、税率4%等とされている課税特例の適用期限を、令和5年度までだったものを、令和8年度までに延長するものでございます。

次に、21 ページでございます。中段より、やや下、第25条については、新型コ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため政府に自粛要請を受けて中止や延期、規模縮小が行われた文化芸術、スポーツイベントについて、チケットの払い戻しを受けない場合には、その金額分を寄附とみなし、寄附金税額控除を受けられるものでしたが、この条文の文言を整理するものでございます。

以上が、改正の具体的内容でございます。

施行期日は、原則令和5年4月1日となっておりますが、そのほか、附則で定める日から施行するものとなるものでございます。

以上が議案第1号の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

提案理由は、九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり令和5年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会の承認を求めるものでございます。

令和5年5月17日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、次のページが専決処分書でございます。

条例の改正内容については、次のページに専決処分させていただきました条例を示しております。具体的な内容については、その次のページの新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表1ページをご覧ください。まず、第2条第3項では、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「20万円」から「22万円」とするものでございます。

なお、基礎課税額及び介護納付金課税額の変更はありませんので、合わせますと国民健康保険税の課税限度額は、2万円増の104万円となるものでございます。

次に、第23条は、低所得者の課税負担を軽減するための軽減制度の規定であり、この規定により軽減を行った後の課税額の限度額を改正するものでございます。改正の内容は、先ほど説明いたしました第2条第3項と同じ後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「20万円」から「22万円」とするものでございます。

また、第23条第1項第2号では「28万5,000円」を「29万円」に、さらに2ページの第3号では「52万円」を「53万5,000円」とし、それぞれ減額の基準となる所得額を算出するに当たり、加算する額を増額するものでございます。

次に、2ページ中段、第23条の2については、対応する条項の改正を行うものでございます。

次に、3ページでございます。第24条の2は、対応する法令の改正に合わせ文言を改正するものでございます。

その下、附則につきましては、以後9ページまでございますが、いずれも法令

の表記に合わせ、対応する条項を改正するものでございます。

改正文に戻っていただきまして、附則でございます。施行日については、附則第1項において令和5年4月1日施行とし、第2項において改正後の九戸村国民健康保険税条例の規定については、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第3号、総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第3号「令和4年度九戸村一般会計補正予算(第12号)の専決処分に関し承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村一般会計補正予算(第12号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和5年5月17日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、専決第3号として専決処分書を添付しております。

その次のページからが専決処分いたしました令和4年度九戸村一般会計補正予算第12号となりますので、こちらでご説明申し上げます。

令和4年度九戸村一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,557万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,938万7,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、繰越明許費の変更及び廃止は、「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページから「第1表 歳入歳出予算補正」となっております。

歳入でございますが、収入見込額の確定により予算額を補正しているものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。6ページからが歳出でございます。事業費の確定等による補正となっております。

続きまして、8ページをご確認ください。「第2表 繰越明許費補正」となって



おります。変更につきましては、事業の進捗状況によりまして、既定の繰越明許費の金額を変更しております。また、年度内に事業が完了したことから2件の事業繰越を廃止しております。

9ページをご覧ください。「第3表 地方債補正」でございます。道路橋梁整備事業債ほか3件の起債限度額について補正をしております。

詳細につきましては、次のページからの歳入歳出補正予算事項別明細書にお示ししてございますので、ご覧いただきましてご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第4号及び第5号、2件について、税務住民課長

○税務住民課長（野辺地利之君） それでは、議案第4号「令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和5年5月17日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめぐっていただきまして、専決処分書を添付しております。

さらに、次のページからが専決処分いたしました令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）となりますので、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,430万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,853万1,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

ページをめぐっていただきまして、2ページに「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入。そして3ページに歳出を載せてございます。

歳入歳出見込額の精査及び事業費の確定等によりそれぞれの予算額を補正しているものでございます。詳細につきましては、次のページからの事項別明細書にお示ししておりますので、ご覧いただきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号「令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分書いたしましたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

令和 5 年 5 月 17 日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、専決処分書を添付しております。

さらに次のページからが専決処分いたしました令和 4 年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)となりますので、ご説明申し上げます。

令和 4 年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 63 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,224 万 6,000 円とするものでございます。

第 2 項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。

ページをめくっていただきまして、2 ページに「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入。そして 3 ページに歳出を載せてございます。

歳入歳出見込額の精査及び事業費の確定等により、それぞれの予算額を補正しているものでございます。詳細につきましては、次のページからの事項別明細書にお示ししておりますので、ご覧いただきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 続いて、議案第 6 号について。

地域整備課主幹

○地域整備課主幹(上村浩之君) それでは、議案第 6 号「令和 4 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 5 号)の専決処分に関し承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和 4 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 5 号)につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和 5 年 5 月 17 日提出。九戸村長 晴山裕康

議案本文の次ページに専決第 6 号として、専決処分書を示してございます。

次ページをご覧ください。専決処分いたしました令和 4 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 5 号)につきまして、ご説明申し上げます。

令和 4 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10 万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,985 万 9,000 円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決するものでございます。

令和5年3月31日。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、2ページからが「第1表 歳入歳出予算補正」となっております。

歳入でございます。第6款村債、第1項村債を10万円減額し、補正前の歳入合計から10万円を減額しております。

3ページ、歳出でございます。第1款公共下水道事業費、第1項公共下水道事業費を補正前の額から10万円減額し、補正前の歳出合計から10万円を減額しております。

4ページが「第2表 地方債補正」となっております。下水道事業債の補正前の限度額から10万円減額し、限度額を2,280万円としております。

補正内容の詳細につきましては、次ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧くださいと思いますが、今回の補正は、令和4年度の下水道事業債及び業務委託料の確定に伴い、歳入歳出を整理したものととなっております。

詳細につきましては、事項別明細書3ページをご覧くださいと思います。

歳入では、下水道事業債を10万円減額し、4ページ歳出では委託料の中で公営企業会計移行等総合支援個別研修業務委託料を10万円減額しております。

説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、議案第7号について。教育次長

○教育次長(松浦拓志君) 議案第7号の説明を申し上げます。令和4年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて。

令和4年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和5年5月17日提出。九戸村長 晴山裕康

1枚めくっていただきまして、専決処分書を添付しております。

また1枚めくっていただきまして、専決処分させていただいた補正予算書でございます。

令和4年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)。令和4年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,065万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,079万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決する。

令和5年3月31日。九戸村長 晴山裕康

1枚めくっていただきまして、2ページが「第1表 歳入歳出予算補正」歳入でございます。

1款使用料、1項索道使用料。1,426万5,000円から950万7,000円を減額しまして475万8,000円とするものでございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金。2,667万2,000円から119万8,000円を減額しまして、2,547万4,000円とするものでございます。

4款諸収入、1項雑入ですが、補正前の額50万円に対し5万3,000円を増額しまして55万3,000円とするものでございます。

歳入合計。補正前の額4,144万7,000円から1,065万2,000円を減額しまして、総額を3,079万5,000円とするものでございます。

続いて、3ページですが歳出となります。1款索道費、1項索道管理費。補正前の額4,144万7,000円に対しまして1,065万2,000円を減額しまして、3,079万5,000円とするものです。歳入合計同額でございます。

次のページから歳入歳出予算事項別明細書、そちらに詳細を示してございますのでご覧いただきたいと思っております。事業費の確定に伴う歳入歳出予算の整理となっております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 続いて議案第8号及び第9号、2件について。

総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第8号「令和4年度江刺家財産区特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和4年度江刺家財産区特別会計補正予算(第2号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和5年5月17日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、専決第8号として、専決処分書を添付しております。

次のページからが、専決処分いたしました令和4年度江刺家財産区特別会計補正予算(第2号)となりますので、ご説明申し上げます。

令和4年度江刺家財産特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ56万9,000円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 523 万 1,000 円とするものでございます。

第 2 項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

ページをめくっていただきまして、2 ページに「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入。3 ページに歳出を載せております。事業費の確定などによりまして、それぞれ減額補正をしているものでございます。

詳細につきましては、次のページからの歳入歳出補正予算事項別明細書にお示ししておりますので、ご覧いただきましてご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして議案第 9 号「令和 5 年度九戸村一般会計補正予算(第 1 号)の専決処分に関し承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和 5 年度九戸村一般会計補正予算(第 1 号)につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和 5 年 5 月 17 日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、専決第 9 号として専決処分書を添付しております。次のページからが専決処分いたしました令和 5 年度九戸村一般会計補正予算(第 1 号)となりますので、ご説明申し上げます。

令和 5 年度九戸村一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,091 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 7,811 万 7,000 円とするものでございます。

第 2 項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

ページをめくっていただきまして、2 ページに「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入。3 ページに歳出を載せております。その次のページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

事項別明細書の 3 ページをご覧ください。

歳入では、国の子育て世帯特別給付事業補助金として、486 万 6,000 円及び地方創生臨時交付金として 2,605 万円を計上したものです。

4 ページの歳出をご覧ください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費については、エネルギー・食料品価格等の物価高

騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対して世帯当たり3万円を給付する支援給付金とその事務経費として補正額2,605万円を計上したものです。また、3款2項1目児童福祉総務費については、同じく物価高騰による負担増を踏まえ、子育て世帯の低所得者世帯に対して、子ども1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金とその事務経費として、補正額486万6,000円を計上したものです。

説明は以上でございます。ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第10号について、地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） 議案第10号「財産の取得に関し議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得する財産でございますが、（1）品名、除雪グレーダー

（2）数量、1台

（3）取得価格、2,992万円でございます。

2、取得の方法は、買入れでございます。

3、取得先でございますが、所在地が岩手県二戸郡一戸町岩館字田中65番地12。名称は、コマツ岩手株式会社二戸営業所 所長 阿部光宏でございます。

令和5年5月17日提出。九戸村長 晴山裕康

提案説明でございますが、除雪作業で使用する除雪グレーダーを買入れしようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 続いて、議案第11号について、総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第11号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第2号)」につきまして、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ169万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,981万6,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和5年5月17日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、2ページが「第1表 歳入歳出予算補正」となります。

歳入では、19 款 1 項基金繰入金を増額しております。

3 ページの歳出では、2 款 1 項総務管理費を減額し、3 款 1 項社会福祉費、2 項児童福祉費及び 8 款土木費の 5 項下水道費を増額しております。

次のページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。事項別明細書の 3 ページをご覧ください。

歳入は、19 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金において、補正額 169 万 9,000 円を計上しております。

4 ページの歳出では、2 款 1 項 1 目一般管理費について、職員の人事異動に係る調整のため補正額 686 万円の減額となっております。

3 款 1 項 3 目老人福祉費の 12 節委託料は、老人福祉センターの消防設備の一部更新及び書類作成のための消防施設保守点検業務委託料として、41 万 9,000 円の増額となります。4 目社会福祉施設費の 10 節需用費は、村総合福祉センターの電気引き込みにかかる高圧気中開閉器の交換更新にかかる修繕料として、104 万 5,000 円の増額となります。

3 款 2 項 3 目保育園費の 10 節需用費は、戸田保育園の差し掛け屋根の修繕料として 24 万 2,000 円の増額となります。

5 ページに移りまして、8 款 5 項 1 目下水道建設費の 27 節繰出金において、職員の人事異動に伴う給与費を下水道事業特別会計繰出金として、685 万 3,000 円を増額しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 続いて議案第 12 号について、地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、議案第 12 号「令和 5 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明申し上げます。

令和 5 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 685 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,022 万 4,000 円にしようとするものでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

令和 5 年 5 月 17 日提出。九戸村長 晴山裕康

ページを 5 枚めくっていただきまして、事項別明細書の 3 ページをご覧ください。まず、歳入ですが、2 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金は、685 万 3,000 円の増となります。

ページをめくっていただきまして、4 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目総務費の第 2 節給料、第 3 節職員手当等及び第 4 節共済費ですが、人事異動により

職員が増員なったことに伴い、給与費を計上したことによる増でございます。

下水道事業特別会計補正予算に係る説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 最後に、議案第13号について、水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） それでは、議案第13号「令和5年度九戸村水道事業会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和5年度九戸村水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、令和5年度九戸村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

既定の収入支出予定額の総額に、収入支出それぞれ26万円を増額し、収入支出予定額の総額を収入支出それぞれ1億4,035万7,000円にしようとするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入が資本的支出に対し不足する額4,286万3,000円」を「資本的収入が資本的支出に対し不足する額4,950万7,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

既定の支出予定額の総額に支出664万4,000円増額し、支出予定額の総額を7,051万6,000円にしようとするものでございます。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

既決の職員給与費予定額に210万5,000円増額し、職員給与費予定額を1,329万1,000円にしようとするものでございます。

令和5年5月17日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、2ページの予算実施計画補正第1号収益的収入及び支出をご覧いただきたいと思っております。

まず、収入ですが、10款2項4目雑収益の補正予定額26万円の増についてですが、水道技術管理者講習受講料に対する助成金でございます。

次に支出ですが、11款1項1目原水及び浄水費の補正予定額201万4,000円の増についてですが、人事異動により職員が増員となったことに伴い、給与費を計上したことによる増でございます。

次に2目、配水及び給水費の補正予定額の210万3,000円の減についてですが、収入支出予定額の総額を同額とするため、修繕費を減額し、調整するものでございます。

次に4目総係費の補正予定額34万9,000円の増についてですが、水道技術管理者取得更新に係る旅費及び受講料でございます。

次に、3ページの資本的支出をご覧いただきたいと思っております。

13款1項1目施設改良費の補正予定額664万4,000円の増についてですが、水



道施設設備、重量計とか、次亜注入機に不具合が発生したことに伴い、更新工事を計上したことによる増でございます。

水道事業会計補正予算に係る説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

- 議長（櫻庭豊太郎君） 以上で、日程第3、議案第1号「九戸村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から日程第15、議案第13号「令和5年度九戸村水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案13件について、提案理由の説明が終わりました。

---

◎議案第1号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） これから、日程第3、議案第1号「九戸村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、久保えみ子議員

- 6番（久保えみ子君） 森林環境税について、お伺いします。前にもこの森林環境税はあったのではなかったかなと思っていましたけれども、なんか説明ですと、来年度から1,000円ということですが、その確認をさせていただきたいです。そして、これは住民税と一緒に掛ってくるということですか。その辺をしっかりと教えていただきたいと思います。

- 議長（櫻庭豊太郎君） 税務住民課長

- 税務住民課長（野辺地利之君） お答えさせていただきます。まず森林環境税でございますが、これは国税でございます。詳しくはお答えできる範囲が限られておりますが、これまでであったのではないかということですが、「森林環境譲与税」というものが令和元年度から始まっております。そちらにつきましては、令和元年度からすでに行われているもの。今度、個人に対して課税される「森林環境税」については、令和6年度からの課税ということになります。住民税に併せて課税されるものでございます。よろしく申し上げます。

（「分かりました」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号「九戸村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

---

◎議案第2号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第4、議案第2号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

---

◎議案第3号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第5、議案第3号「令和4年度九戸村一般会計補正予算(第12号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、川戸茂男議員

○2番(川戸茂男君) 減額が2億4,557万1,000円と、非常に額の大きい減額が専決されたわけですが、説明は事業の確定によるということ、確かにそのとおりかと思えます。

3月に第1回定例会があつて、ある程度の精査はされてきたと思いますが、もう少しそれぞれのところで事業費を把握しながら、最終の3月中にある程度の増減を精査をして臨めば良かったのではないかと。これまでにあまり例のないよう

な大きな減額だったので、その扱いについて、それぞれの部署があると思いますが、このようなことについての考えを村長からお伺いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

○村長（晴山裕康君） 減額幅が大きいというご指摘でございますけれども、事業をやっていく過程において、いろいろな状況等変化がございまして、それに見合ったかたちで事業を進めているわけでございますが、令和4年度の予算に関してはそのような結果になったということでございます。

私の仕事は、住民福祉の向上でございます。そして、その住民福祉の向上を達成していくために、職員個々がそれぞれ働きやすいような環境を整えてやるのが私の務めだと考えております。そのような中で、今回は、このような補正予算になったということでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「令和4年度九戸村一般会計補正予算(第12号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第6、議案第4号「令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

---

◎議案第5号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第7、議案第5号「令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

---

◎議案第6号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第8、議案第6号「令和4年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「令和4年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

---

◎議案第7号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第9、議案第7号「令和4年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、川戸茂男議員

○2番（川戸茂男君） 総額で1,065万6,000円の減額なわけで、その主なものは災害復旧工事費641万5,000円の減額になっておりますが、その災害復旧工事について、少し詳しくご説明をいただきたいと思っております。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育次長

○教育次長（松浦拓志君） お答えいたします。災害復旧工事ですけれども、一つはゲレンデ。真ん中のダイナミックコースのゲレンデが一部、今年の雨に伴いまして、地滑りといえますか、ちょっと崩れた所がございまして、そちらの工事費でございまして。こちらが一番大きくて1,127万7,200円となっております。

それから、その雨によりまして、ナイター照明の柱が若干傾いた部分がございまして、そちらの復旧工事、こちらが74万8,000円となっております。

それから給水管、受水槽がありまして、それから給水管引っ張っているんですけども、そちらの方の復旧工事としまして451万円。この三つの災害復旧工事をスキー場では行っております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 2番、川戸茂男議員

○2番（川戸茂男君） そうすれば、当初予定した工事は、復旧がすべて終わってなお、この額が不要になったということによろしいですか。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育次長

○教育次長（松浦拓志君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第7号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「令和4年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

---

◎議案第8号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第10、議案第8号「令和4年度江刺家財産区特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「令和4年度江刺家財産区特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

---

◎議案第9号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第11、議案第9号「令和5年度九戸村一般計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第9号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

---

◎議案第10号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第12、議案第10号「財産の取得に関し議決を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、中村國夫議員

○5番(中村國夫君) 今回、除雪グレーダー1台を購入することについて、お伺いさせていただきます。

一つは、入札には何者が参加されたのかお伺いいたします。併せて、入札価格についてもお知らせいただきたいと思います。

○議長(櫻庭豊太郎君) 地域整備課長

○地域整備課長(関口猛彦君) それでは、お答えいたします。一つ目の入札参加者でございますけれども、入札参加者は2者でございます。価格でございますけれども、予定価格は3,652万5,500円でございます。消費税含みでございます。以上でございます。

○議長(櫻庭豊太郎君) ほかに、質疑ございませんか。

5番、中村國夫議員

○5番(中村國夫君) もう一つお伺いしたいんですが、今回、除雪グレーダー購入の予定でございますけれども、現在、何台保有されているのか、お伺いしたいと思います。それから併せて、耐用年数についてもお伺いさせていただきます。

○議長(櫻庭豊太郎君) 地域整備課長

○地域整備課長(関口猛彦君) それでは、お答えさせていただきます。村の所有車両でございますけれども、除雪に使用している村所有の機械は9台でございます。耐用年数でございますけれども、除雪車の耐用年数は4年となっております。

以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、ありませんか。

6番、久保えみ子議員

○6番（久保えみ子君） 質問ではありません。意見です。

今回は、新規買入れということのようですが、除雪については住民の方々それぞれの地域でとても困難になっているようで、除雪対策を求めています。住民の要望をよく聞いて有効活用されるようお願いをしたいと思います。以上、意見として申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 意見要望でございますので、答弁はいりませんか。

（「はい」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「財産の取得に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第13、議案第11号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第2号)」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、桂川俊明議員

○11番（桂川俊明君） 職員の異動に伴って一般管理費が、下水道の特別会計を増やしているわけですが、4月の年度初めの人事異動があつて、ここでまたそういう動きというのは何か訳があつて、そういうかたちになつたのかお聞きします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（中奥達也君） 今回、4月の人事異動に伴いまして、職員が下水道事業の方に増になりまして、伴いまして下水道事業の方の手当分が足りなくなるとい



うことが発生することから、今回の議会に補正予算を計上したものでございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 11番、桂川俊明議員

○11番（桂川俊明君） そうしますと、人事異動はもう予定していて、その手当等  
は見えていなかったという解釈でよろしいですか。

○議長（櫻庭豊太郎君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 水道事業所におきましては、昨年8月の災害を受けまして、  
1名を地域整備課の方に異動させておりまして、実質昨年度の後半においては  
1名減となっております。今回の3月末の定期人事異動によりまして、その1  
名分を回復したというものでございます。

（「休憩願います」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 休憩いたします。

休憩（午前11時27分）

---

再開（午前11時28分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第2号)」は、  
原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第14、議案第12号「令和5年度九戸村下水道事業特  
別会計補正予算(第1号)」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「令和5年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第15、議案第13号「令和5年度九戸村水道事業会計補正予算(第1号)」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「令和5年度九戸村水道事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎閉議の宣告

○議長(櫻庭豊太郎君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長(櫻庭豊太郎君) 以上をもちまして、令和5年第2回九戸村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会（午前 11 時 31 分）